

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和5年度第1回水戸市三の丸市民センター運営審議会
- 2 開催日時 令和5年6月27日（火）午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 三の丸市民センター
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員  
浅野利光, 岡田浩, 池田清美, 関幹生, 岩田純子
  - (2) 執行機関  
浅川勝彦, 蔭山翔大
  - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 令和4年度三の丸市民センター利用状況について (公開)
  - (2) 令和5年度三の丸市民センター運営方針及び重点目標(案)について (公開)
  - (3) 令和5年度三の丸市民センター事業計画について (公開)
  - (4) その他 (公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数  
0名
- 8 会議資料の名称  
令和5年度第1回水戸市三の丸市民センター運営審議会

## 9 発言内容

### 執行機関

本日は大変お忙しい中、令和5年度第1回水戸市三の丸市民センター運営審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和5年度第1回水戸市三の丸市民センター運営審議会を始めさせていただきます。

はじめに、本日の出席状況を御報告いたします。

水戸市市民センター条例第12条第2項の規定により、本審議会は「委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、6名の委員のうち5名の方が出席されておりますので、本会は成立しております。

それでは、次に、条例第12条第1項の規定により「会長は、会議の議長となる。」とありますので、以降の進行は委員をお願いいたします。

委員、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議事に入る前に、議事録署名人を私から御指名させていただきます。委員、委員をお願いいたします。

協議に移ります。次第に基づき進めてまいります。

次第の3協議 (1) 令和4年度三の丸市民センター利用状況について、事務局より説明をお願いします。

### 執行機関

(資料に基づき、(1) 令和4年度三の丸市民センター利用状況について説明する。)

### 議長

ただいま、御説明がありました。何か御質問御意見がありますか。

特になければ(1)について承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

### 議長

それでは、(2) 令和5年度三の丸市民センター運営方針及び重点目標(案)について、事務局より説明をお願いします。

### 執行機関

(資料に基づき、(2) 令和5年度三の丸市民センター運営方針及び重点目標(案)について説明する。)

### 議長

ただいま、御説明がありました。何か御質問御意見がありますか。

特になければ(2)について承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

### 議長

それでは、(3) 令和5年度三の丸市民センター事業計画について、事務局より説明をお願いします。

### 執行機関

(資料に基づき、(3) 令和5年度三の丸市民センター事業計画について説明する。)

### 議長

ただいま、御説明がありました。何か御質問御意見がありますか。

### 委員

新型コロナウイルス感染症が未だ終息していない。国では5月8日付けで5類感染症に移行したが、このまま市民センターの各事業を実施しようとするとき、どのような感染症対策となるのか。

### 執行機関

国が示した感染症対策と同様、マスクの着用は各個人の判断による任意となります。ただし、マスク着用が望ましいと利用団体が判断した場合は、会員にマスク着用をお願いするなど、場面に応じたマスクの着用をお願いいたします。

その他、検温や手指消毒についても、利用団体による任意の判断となりますが、

引き続き、こまめな手洗いや換気励行などの基本的な感染症対策は各自御協力をお願いいたします。

議長 ほかに御質問御意見がなければ(3)について承認いただけますでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、(4) その他について、事務局より説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき、(4) その他について説明する。)

議長 ただいま、御説明がありました。何か御質問御意見がありますか。

委員 歌やコーラス、楽団等による演奏を目的とした利用登録団体があるようだが、当市民センターを利用する主な理由を教えてください。

執行機関 他の市民センターは、住宅街に囲まれた立地環境にあることに対し、当市民センターは、周辺が学校用地や県施設であることから、近隣住民の皆様にも音に関するトラブルを招くことが少ないため、利用登録団体があるものと考えております。

議長 当市民センターは前年度末に大規模改修工事が完了するまで、三の丸地区内の仮事務所で運営してきた。リニューアルした新しい市民センターをぜひ皆さんにも利用していただきたい。愛される市民センターとなるまでには、お互いがより良い関係となるよう、たとえば、事務局から説明があったとおり、当市民センターのコピー機の目的外使用は控えるなど、マニュアルや決まり事を作ってみてはいいのではないか。

委員 当市民センターのコピー機は、昔、利用団体でコピーした枚数を数えて負担していたが、いつしか当市民センターでコピーしてくれるようになってから、利用者側もつい甘えてしまった部分があったのかもしれない。

委員 前回意見があったキーボックス運用の件について伺いたい。

執行機関 キーボックスは、令和5年4月1日から運用を開始しました。

当市民センターは3階建てであることから、利用日に居合わせた団体間同士で鍵を受け渡そうとすると、階層を行き来するなどの負担が考えられます。このことから、使用許可証に記載した暗証番号は、週ごとに変更するとともに、原則、交付した利用団体代表者のみ知り得る情報として、みだりに暗証番号を広めないよう努めております。これまでに夜間及び休日における施設使用にあたり、鍵の受け渡しなどについて大きな支障はなく、適切な運用が行われています。

委員 前回意見があった市民センターにおけるサロンの開設状況は、どのようになっているのか。

執行機関 中央ブロックの4市民センターのうち、サロン開設は2か所でした。いずれも関係団体主催によるものです。

議長 ほかになければ、以上で協議を終了いたします。